

## 別表五（一） 付表の記載の仕方

- 1 この明細書は、2以上の種類の株式又は出資を発行している法人が確定申告又は仮決算による中間申告をする場合に記載します。
- 2 種類資本金額（令第8条第2項（資本金等の額）に規定する種類資本金額をいいます。）に変動があった場合には、備考欄にその変動があった種類の株式又は出資の名称、変動した事由、その事由ごとの変動した金額（その種類の株式又は出資の数に変動があった場合には、その変動した数を含みます。）その他参考となるべき事項を記載します。